

令和8年9月9日

仕様書の一部訂正について

豊田市福祉部介護保険課

令和8年8月25日付け豊田市公告第436号で公告しました「豊田市要介護認定業務委託」について、下記のとおり仕様書の一部訂正を行います。

記

1 仕様書の一部訂正

「豊田市要介護認定業務委託仕様書」の12（1）②及び③

【変更前】

②各年度の支払額

契約金額から消費税及び地方消費税（以下、「消費税」という。）相当額を除いた額の12／24に、その額に係る消費税相当額を加えた額とする。ただし、契約金額から消費税相当額を除いた額の12／24に100円未満の端数が生じたときは、その端数の合計額を最終年度にあわせて支払うものとする。

③各月の支払額

各年度の支払額から消費税相当額を除いた額の1／12に、その額に係る消費税相当額を加えた額とする。ただし、各年度の支払額から消費税相当額を除いた額の1／12に100円未満の端数が生じたときは、その端数の合計額を当該年度の最終月にあわせて支払うものとする。

【変更後】

②各年度の支払額

令和9年度の支払額は、契約金額の42,253／85,713の額とする。ただし、契約金額の42,253／85,713に100円未満の端数が生じたときは、その端数の額を最終年度にあわせて支払うものとする。令和10年度の支払額は契約金額から支払済額を除いた額とする。

③各月の支払額

各年度の支払額の1／12とする。ただし、各年度の支払額の1／12に100円未満の端数が生じたときは、その端数の合計額を当該年度の最終月にあわせて支払うものとする。

2 その他

本情報の訂正は、令和8年9月9日に行いました。なお、本情報の訂正に関する問い合わせ先は以下のとおりです。

【問合せ先】

豊田市 福祉部 介護保険課

電 話 0565-34-6961（直通）